

軽自動車税の税額変更のお知らせ

平成27年度より軽自動車税の税額が変わります。

平成26年度地方税法改正に伴い、平成27年度より軽自動車税の税額が変更になります。
また、車種や最初の新規検査年月により適用される税額が異なります。
軽自動車税は、毎年4月1日の所有者または使用者に課税されます。使用していない車両がありましたら、お早めに名義変更や廃車の手続きを行ってください。

原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車・雪上車の税額

登録されている次の車種の車両は、平成27年度から新税額となります。

車 種 区 分			税 額(年額)	
			旧税額	新税額
原 動 機 付 自 転 車	二 輪	50 CC以下	1,000 円	2,000 円
		50 CC超 90 CC以下	1,200 円	2,000 円
		90 CC超 125 CC以下	1,600 円	2,400 円
	三輪以上	ミニカー	2,500 円	3,700 円
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用		1,600 円	2,400 円
	その他		4,700 円	5,900 円
軽 自 二 輪	125 CC超 250 CC以下		2,400 円	3,600 円
小 型 二 輪	250 CC超		4,000 円	6,000 円
専ら雪上を走行するもの			2,400 円	3,000 円



三輪及び四輪以上の軽自動車の税額

最初の新規検査年月により適用される税額が異なります。

- ・ 現行税額
平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両に適用（新規検査から13年を経過するまで）
 - ・ 新 税 率
平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける車両に適用（新規検査から13年を経過するまで）
 - ・ 重課税額（平成28年度より）
平成28年度以降、最初の新規検査から13年を経過した車両に適用（おおむね新税額の20%増額）
- 【参考】・平成28年度より重課税額 → 平成14年12月以前に最初の新規検査を受けた車両
※平成15年10月14日以前に最初の新規検査を受けた車両は、自動車検査証(車検証)に初度検査年月の月の記載がないため、最初の新規検査を受けた年の12月として扱います。
・平成29年度より重課税額 → 平成16年3月以前に最初の新規検査を受けた車両
・平成30年度より重課税額 → 平成17年3月以前に最初の新規検査を受けた車両

車 種 区 分			税 額 (年 額)		
			現行税額	新税額	重課税額 (H28年度より)
軽 自 動 車	三 輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
		乗 用(営業用)	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	四輪以上	乗 用(自家用)	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨 物(営業用)	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		貨 物(自家用)	4,000 円	5,000 円	6,000 円

法人町民税の法人税割の税率改正

◆法人町民税法人税割の税率改正

洞爺湖町は、改正前の法人税割率は、制限税率を適用しており、改正後も右記のとおり税率引き上げ後の制限税率を適用します

区 分	現 行	改正後
制限税率	14.7%	12.1%

◆今回の税制改正に伴う、初年度の中間(予定)申告税額についての経過措置

中間(予定)申告税額について、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の法人税割額については、右記のとおりとなります。

事業開始年度	中間(予定)申告税額
平成26年9月30日まで	前事業年度の法人税割額×6.0/前事業年度の月数
平成26年10月1日以後	前事業年度の法人税割額×4.7/前事業年度の月数